



あかし交通安全だより 第16号

平成30年12月

危険!!

飲酒運転は絶対にしない! させない!

飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通死亡事故 7件

※ 平成30年9月末現在(兵庫県下)

「ちょっとのつもりでも、**犯罪**」です。

人生は、巻き戻しできません。**家庭崩壊**

飲酒運転は

運転免許取消し(欠格期間) **最長10年!!**

兵庫県警察

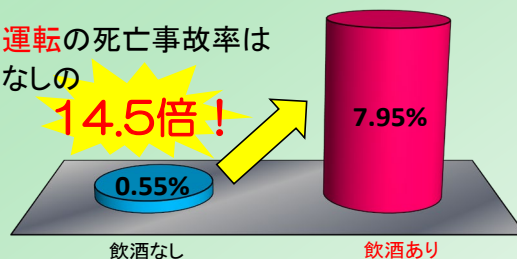
第1当事者原付以上飲酒有無別交通事故発生状況(平成30年9月末)

	人身事故件数		死亡事故率
	人身事故	死亡事故	
飲酒なし	15,964	88	0.55%
飲酒あり	88	7	7.95%

※ 死亡事故率=死亡事故件数÷人身事故件数×100

飲酒運転の死亡事故率は
飲酒なしの

14.5倍!



飲酒運転根絶の3つの約束

- ① 飲酒したら絶対に運転しない
- ② 運転する予定がある時は、飲酒しない。
- ③ 運転してきた人に、飲酒させない(飲酒を勧めない)。

飲酒運転には厳しい処分

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

点数 35点
運転免許取消し

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

呼気中アルコール濃度
0.25mg以上
点数 25点
運転免許取消し

呼気中アルコール濃度
0.15mg以上0.25mg未満
点数 13点
運転免許停止



兵庫県明石警察署

明石警察署交通総務係
078-922-0110 (内線413)